［十一の三十四～十九の四の三　略］

十九の五から十九の十一まで　削除

［二十～五十四の四　略］

五十四の五　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第二項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の二　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の三　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の四　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

五十四の六　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の六の二　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［五十五～八十一　略］

2　略

［十一の三十四～十九の四の三　同上］

十九の五　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の六　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの

十九の七　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の八　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの

十九の九　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の十　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの

十九の十一　設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備

［二十～五十四の四　同上］

五十四の五　設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］

［新設］

五十四の六　設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［新設］

［五十五～八十一　同上］

2　同上